

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>○川崎市福祉のまちづくり条例施行規則<br/>平成9年11月21日規則第103号</p>   | <p>○川崎市福祉のまちづくり条例施行規則<br/>平成9年11月21日規則第103号</p>   |
| <p>(公共的施設)</p>  | <p>(公共的施設)</p>  |
| <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。</p>  | <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。</p>  |
| <p>(整備基準)</p>   | <p>(整備基準)</p>   |
| <p>第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める整備基準は、公共的施設の種類の区分に応じ、別表第2から別表第6までに定めるとおりとする。</p>   | <p>第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める整備基準は、公共的施設の種類の区分に応じ、別表第2から別表第6までに定めるとおりとする。</p>   |
| <p>(指定施設)</p>   | <p>(指定施設)</p>   |
| <p>第5条 条例第15条に規定する指定施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。</p>  | <p>第5条 条例第15条に規定する指定施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。</p>  |
| <p>(事前協議)</p>   | <p>(事前協議)</p>   |
| <p>第6条 条例第15条の規定による事前協議は、次の各号に掲げる指定施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、指定施設新築等(変更)事前協議書(第5号様式)により行わなければならない。</p>                               | <p>第6条 条例第15条の規定による事前協議は、次の各号に掲げる指定施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、指定施設新築等(変更)事前協議書(第5号様式)により行わなければならない。</p>                               |
| <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請(以下「確認申請」という。)を要する指定施設 確認申請をする日の30日前</p> | <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請(以下「確認申請」という。)を要する指定施設 確認申請をする日の30日前</p> |
| <p>(2) その他の指定施設 新築等の工事に着手する日の30日前</p>   | <p>(2) その他の指定施設 新築等の工事に着手する日の30日前</p>   |
| <p>2 前項の指定施設新築等(変更)事前協議書には、第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添付しなければならない。</p>   | <p>2 前項の指定施設新築等(変更)事前協議書には、第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添付しなければならない。</p>   |
| <p>(軽微な変更)</p>  | <p>(軽微な変更)</p>  |
| <p>第7条 条例第15条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p>  | <p>第7条 条例第15条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p>  |
| <p>(1) 整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつに</p>   | <p>(1) 整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつに</p>   |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>快適に利用できるようにする変更<br/> (2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の変更<br/> (工事完了の届出)</p> | <p>快適に利用できるようにする変更<br/> (2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の変更<br/> (工事完了の届出)</p>                           |
| <p>第8条 条例第17条第1項の規定による届出は、指定施設工事完了届（第6号様式）により行わなければならない。</p>                  | <p>第8条 条例第17条第1項の規定による届出は、指定施設工事完了届（第6号様式）により行わなければならない。</p>  |
| <p>2 前項の指定施設工事完了届には、事前協議に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。<br/> (勧告)</p>        | <p>2 前項の指定施設工事完了届には、事前協議に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。<br/> (勧告)</p>                                  |
| <p>第9条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書（第7号様式）により行うものとする。<br/> (公表)</p>                    | <p>第9条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書（第7号様式）により行うものとする。<br/> (公表)</p>  |
| <p>第10条 条例第19条第1項の規定による公表は、公告等の方法により行うものとする。</p>                              | <p>第10条 条例第19条第1項の規定による公表は、公告等の方法により行うものとする。</p>  |
| <p>2 条例第19条第2項に規定する通知は、意見等の機会付与通知書（第8号様式）により行うものとする。<br/> (適合状況の報告)</p>       | <p>2 条例第19条第2項に規定する通知は、意見等の機会付与通知書（第8号様式）により行うものとする。<br/> (適合状況の報告)</p>                                 |
| <p>第11条 条例第20条第1項の規定による報告は、市長が定める期日までに、指定施設適合状況報告書（第9号様式）により行わなければならない。</p>   | <p>第11条 条例第20条第1項の規定による報告は、市長が定める期日までに、指定施設適合状況報告書（第9号様式）により行わなければならない。</p>                             |
| <p>2 前項の指定施設適合状況報告書には、第4条第2項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。<br/> (身分証明書)</p>           | <p>2 前項の指定施設適合状況報告書には、第4条第2項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。<br/> (身分証明書)</p>                                     |
| <p>第12条 条例第21条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第10号様式とする。</p>                            | <p>第12条 条例第21条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第10号様式とする。</p>  |
| <p><u>(削除)</u></p>  | <p><u>(条例第22条に規定する規則で定める者)</u><br/> 第13条 条例第22条に規定する規則で定める者は、独立行政法人都市再生機構、神奈川県住宅供給公社及び川崎市住宅供給公社とする。</p> |
| <p><u>(削除)</u></p>  | <p><u>(国等の通知)</u><br/> 第14条 条例第22条の規定による通知は、指定施設新築等（変更）通知書（第</p>  |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(許可の申請等)</p> <p><u>第13条</u> 条例第34条の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書(<u>第11号様式</u>)に、第4条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第34条の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは許可通知書(<u>第12号様式</u>)により、不許可の決定をしたときは不許可通知書(<u>第13号様式</u>)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。</p> <p><u>附 則 (令和3年 月 日規則第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和3年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)第15条の規定による協議又は川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(令和3年川崎市条例第15号)による改正前の川崎市福祉のまちづくり条例(以下「旧条例」という。)第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る旧条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この規則の施行の際現に工事中の指定施設の新築等又は施行日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、改正前の規則第13条及び第14条並びに第11号様式の規定は、なおその効力を有す</u></p> | <p><u>11号様式)により行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>第6条第2項の規定は、前項の指定施設新築等(変更)通知書に添付しなければならない図書について準用する。</u></p> <p>(許可の申請等)</p> <p><u>第15条</u> 条例第34条の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書(<u>第12号様式</u>)に、第4条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第34条の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは許可通知書(<u>第13号様式</u>)により、不許可の決定をしたときは不許可通知書(<u>第14号様式</u>)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。</p> |

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>る。</u></p> <p>4 <u>改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについて</u><br/><u>は、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することが</u><br/><u>できる。</u></p> |     |